

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第一号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三級の部文化財保存事務所玉置神社出張所の項中「風屋」を「猿飼」に改める。

附 則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。